第17回創業·IT等WG説明資料

平成26年2月10日公正取引委員会

<第25回規制改革会議 資料3「国際先端テストの対象項目」抜粋>

【創業・IT等WG】

③流通・取引慣行ガイドラインの見直し

独占禁止法において、メーカーが流通業者に対し再販売価格を拘束することは規制されている。また、流通業者に対する取引先や販売地域の制限など、商品価格の維持につながるおそれがある行為も原則違法となる。日本の産業が長期デフレから脱却するため、メーカーは、小売業者と連携したブランディング戦略をとり、多様化した消費者のニーズに対して価格以外の付加価値を提供することが求められているが、この規制によりメーカーと小売業者等とが連携を取ることが困難となっている。

- ▶ (見直しの方向性)再販売価格拘束や、それにつながる行為を規制している「流通・取引慣行ガイドライン」の見直しを行い、メーカーと小売業者の連携が可能となる競争環境を整備すべきではないか。
- ▶ (想定される効果)メーカーと小売業者の連携が進むことで、従来の価格重視の商品に加え、アフターサービスやデザインなど顧客に新たな価値を提供する商品を展開しやすくなり、消費者利益の向上や商品の国内外競争力向上に資する。

【規制・制度の概要】

- 1 再販売価格拘束に対する規制を緩和すべきとの御意見について
 - メーカーが小売店に対して販売価格を単に示すことは、希望小売価格や 推奨価格にとどまるものである限りは問題ないが、それを超えて、小売店 がそれより低い価格で販売することを制限する場合には、再販売価格維持 行為として独占禁止法上問題となる。
 - 〇 再販売価格維持行為は、取引の相手方の重要な競争手段である価格を拘束 し、価格競争を減少・削減させる行為であり、最高裁判例において、相手方 の事業活動における自由な競争を制限するおそれがない例外的な場合を除 き、独占禁止法違反とされている。

流通・取引慣行ガイドラインでは、かかる判例や独占禁止法の規定を踏まえ、再販売価格維持行為については、原則として違法であるとの考え方を示している。

再販売価格維持行為に対する規制を緩和することは、流通業者間の自由な 競争を妨げることとなり、消費者利益を損なうものである。したがって、流 通業者間の競争を制限しない例外的な場合を除き、再販売価格維持行為を容 認することは困難。

- O EUにおいては、再販売価格維持行為は競争を制限することが推定されている。事業者は個別の事案で適用除外の抗弁ができるものの、対象商品について流通業者間の競争を排除するおそれがないことなどの厳格な4つの要件を満たす場合を除き適用除外は認められない。したがって、日欧は基本的に同様の考え方を採っている。
- 〇 米国では、従来再販売価格維持行為は競争を制限しない旨の抗弁が認められず一律違法(当然違法)とされていたが、リージン判決により抗弁を認めるとの立場(合理の原則)に変更された。しかし、再販売価格維持行為が、引き続き、厳しく規制されることに変わりはない。また、州ごとに制定されている競争法では、リージン判決後も、再販売価格維持行為に対し、引き続き当然違法の考え方を適用しているものもある。

2 流通業者に対する取引先や販売地域の制限に対する規制を緩和すべきとの 御意見について

○ 流通業者に対する取引先や販売地域の制限といった非価格制限行為については、流通業者の販売価格を制限するものではないため、基本的には独占禁止法違反とならない。

流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者に対して、競争品の取扱いを制限するなどの非価格制限行為によって、新規参入者など競争者が排除されたり、当該商品についての価格競争が阻害されたりする場合には、市場の競争に与える影響によっては独占禁止法違反となることがあるとの考え方を示しているが、メーカーが小売業者等と連携すること自体を問題としているものではない。また、メーカーによる流通調査自体を違反としているものではない。